

神戸市交通公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特例政令第 12 条及び神戸市交通局契約規程（昭和 51 年 8 月交規程第 15 号。以下「規程」という。）第 27 条の 12 の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 10 月 31 日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
西神・山手線 L E D 式案内表示装置分解整備（その 3）
- 2 数量
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市交通局経営企画課
神戸市兵庫区御崎町 1 丁目 2 番 1 号
- 4 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 10 月 28 日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社新陽社 大阪支店
支店長 黒坂 吉弘
大阪市淀川区三国本町二丁目 1 番 3 号
- 6 随意契約に係る契約金額
52,470,000 円
- 7 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第 5 項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 8 随意契約による理由
既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。